

文部委員会議録第二十四号

昭和二十七年五月二十日(火曜日)

午後零時二十分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事 甲木 保君 理事 若林 義孝君

理事 小林 信一君 理事 松本 七郎君

高木 章君 圓谷 光衛君

東井三代次君 長野 長廣君

平島 良一君 水谷 昇君

井出一太郎君 笹森 順造君

渡部 義通君 浦口 鉄男君

小林 進君

出席政府委員

文部事務官(初等
中等教育局長) 田中 義男君

委員外の出席者

文部事務官(初等
中等教育局長) 内藤 三郎君

文部事務官(初等
中等教育局長) 石井 易君

専門員 横田重左衛門君

五月二十日

委員前尾三郎君及び稻葉修君辞任
につき、その補欠として鹿野彦吉君
及び井出一太郎君が議長の指名で委
員に選任された。

五月十九日

連合国及び連合国民の著作権の特例
に関する法律案(内閣提出第一四五
号)(参議院送付)

同日

国旗の祝日設定に関する請願(天野
公義君紹介)(第二二八二五号)

寒冷地帯の学校に屋内運動場建設促
進に関する請願外一件(大橋武夫君
紹介)(第二二八八九号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十七日

高等学校教職員の俸給表制定に関する
陳情書(青森県立八戸高等学校教諭
高橋源治外三十名)(第一八四二二号)

学校給食継続に関する陳情書(群馬
県議会議長金子金八)(第一八四三
号)

義務教育費全額国库負担に関する陳
情書(群馬県議会議長金子金八)(第
一八四四号)

義務教育費国库負担法案反対に関す
る陳情書(今治市議会議長矢野米一)
(第一八四五号)

義務教育費国库負担法案賛成に関す
る陳情書(今治市議会議長矢野米一)
(第一八四六号)

義務教育費国库負担法案賛成に関す
る陳情書(今治市議会議長矢野米一)
(第一八四七号)

同(三重県議会議長濱田正平)(第一
八四八号)

本日(の)会議に付した事件

義務教育費国库負担法案(竹尾式君
外十四名提出、衆法第四〇号)

〇竹尾委員長 ただいまより会議を開
きます。

まず義務教育費国库負担法案を議題
とし、前会に引き続き質疑を続行いたし
ます。質疑のある方はこれを許しま
す。

〇渡部委員 前回の委員会の質問の中
で述べたように、今日地方財政の非常
な危機のみならず、さらにまた各家庭

の貧富の差が非常に大きいばかりでな
くて、まず多くの国民が生活が困
難である。この生活の一助とするため
に、学童を義務教育につけ得ない状態
にある者が、まずふえて来るとい
うような状態のもとは、義務教育に
関する憲法の精神を貫くためには、ど
うしても国库負担によらなければなら
ぬ。その場合に、この法案は、国库負
担の方向へ一歩前進させるものである
と言われるけれども、実際において、
義務教育費のうち給与とか、維持運営
費、あるいは教材費のわずかに一部分
だけを国库によつて負担するというこ
とを規定するだけであつて、こういう
形では、今日の義務教育における困難
な状態を切り抜けるという事は、ま
ったできない。これは国家が当然責
任を負わなければならない義務教育費
というものを、父兄に負わせることに
なる。PTAが負担するような状態
が、依然として残されておる。従つて、
国家はその義務を果さないで、PTA
等に教育費の一部を、しかも大きい一
部を負担せしめることによつて、義務
教育を受ける学童を持つておる家庭の
生活を困難にするだけではなくて、義
務教育を事実上受け得ない状態に依然
として置かなければならぬ状態が現わ
れておる。この点について、立案者は
どういふふうにこの問題を解決されよ
うとしておるのか、この点をまずお伺
いたします。

〇若林委員 たゞ／＼お答えをいたし
ておりますように、われ／＼の本法案
を提出いたしました最終高度の目標

は、今渡部委員が言われます方向をね
らつておるわけでございます。根本の
理念においては違つてはおりませんけ
れども、表面に現われますねらいどこ
ろというものは同じなものであります。し
かし現状の国家財政と、また地方税制
というものを参酌いたしましたこの基
礎の上に立つて、これが最大のねらい
どころであるという意味で、この法案
を立案いたしましたのであります。この
法案が制定せられまして、将来は、も
ろ事あるときをとらえまして、地方税
制の改革あるいは平衡交付金の根本的
変更というような機会をねらいまし
て、二歩々々つ前進をして行きたい。
こういうふうに考えておるのでありま
して、ねらう方向は、今、渡部委員が
御指摘になりました意味において、地
方財政を安定させ、PTAその他の負
担を軽減し、国家が最終の補償の立場
に立つて教育費の確立をはかる、ある
いは社会情勢の変転に伴ひまして給与
ベースの向上、あるいは物価の上昇と
いうようなことがありまして、この
法律の規定によりまして、自然に教育
費が確保せられるようにという気持で
立案をいたしましたのであります。

〇渡部委員 今の説明により、また前
回の趣旨の説明によりまして、つまり
財政の状態が、現状ではこのような法
案を成立させることが、大体ベターで
あつても、今日の状態においてはベス
トであるという立場から、あなたの方
では提案されておるようであります
が、しかしながら問題は、財政の配分
がどうかということにあり、従つて財

政の配分というこの裏にある今日の
最も重要な政策を、どういふふうに規
定して行くかということが、根本にな
つて来ていると思ふのです。要するに、
国家財政が今日の困難な状態であり、
しかも地方財政も非常に不均衡である
ということをは認めた上でこの法案を
つくられたとしたか、われ／＼は考えら
れないのであります。もし国库全額負
担といつたような憲法の精神によるな
らば、そうして教育が非常に今日重大
な新しい日本の創造力として重大な位
置を占めるものだとして認識の上に立
つならば、むしろ財政の改革こそが、
この趣旨を徹底させる上での重大な問
題になつて来るのではないかと。つまり
警察予備隊とか、そういうものはどん
どん膨大な経費を使うけれども、学校
の方には経費を使ひ得ないという状態
に今日迫り込まれておる。それを打開
することなしには、憲法による義務教
育保障ということが実現され得ないの
じやないか。その点は、どういふふう
にお考えになりますか。

〇若林委員 この法案通過によりまし
て、教育を守らうとする熱意に燃えて
おられます各位の御協力を得まして、
今渡部委員がお話になつておりました
財政、税制、その他根本的改革を実
施して、義務教育費ばかりじやない、
教育費の確保というようにすることに私
ち渾身の努力を注ぎたいと思つておる
のであります。この法案自体をつくら
りましたときの気持も、そういう気持
で立案いたしておるのであります。あ
まり大きなことを最初からねらい

と、可能なことであるにもかかわらず、可能でない、失敗に終るおそれがありますので、これでも相当規模の強力な御協賛を得なければ、はなはだむずかしい状態にあるわけでありま。まず一歩ずつ前進をして行くという意味の気持であります。将来警察予備隊などの事柄もあるわけでありまして、あるいはそれ以上のことを国家として考えなければならぬときがあると思ふのでありますが、そういうときにも、われ／＼教育に特に重点を置いて御奉公いたしております者といましては、格段の熱意を持つてこの教育を守る。教育を守つて初めて完全な治安ということが維持せられると、私たちが心得ておりますので、立案者もただいま御質疑をなさつたお心持と、何らその点はかわりないものと説明をいたしておきたいと思ふのであります。将来そういうことが根本的に改革せられますときに、格段の御協力を願つてやまない次第であります。

○渡部委員 若林君は、気持とか心持とかいうことを盛んにおっしゃいますが、そういう気持や心持はわかりませんが、しかしながら、現在日本の教育が崩壊状態にある、あるいは教育費の面が非常に削減されておるといふことの根本はどこにあるかという、これは再軍備にあることは明らかであります。再軍備的財政の措置、ここに根本の問題があることは、だれしもこれは疑ふことのできない事実であるわけでありま。しかし、もし教育を向上させる、従つてその基礎としての義務教育に対する責任を完全に国家が持つ、持たなければならぬという強い信念と主張と、また政策とを立案者が持

つておられるならば、当然この教育の危機を来し、あるいは教育財政の崩壊を来しているところの再軍備に対する態度が、はつきりせられなければならぬけれども、立案者あるいは自由党の諸君からは、われ／＼はただの一度も、再軍備に反対して教育を充実させる、あるいは弾圧費、警察予備隊費等の増額に反対して、義務教育費を確保せよという強い要求とか、主張とかがなされたというところを、一度も聞いたことがないわけでありま。なぜこの点を強調されないのか。一体、再軍備とか弾圧費等々によつて、義務教育費というものが、あるいは教育費全体というものが非常に削られていくという事実を認められないのかどうか。認められたとするならば、なぜその問題について、教育費を確保するという意味から、その点を主張されないのか、この点をお聞きします。

○若林委員 表向きから考えますと、まことに堂々たる御質疑のように伺うのでありますけれども、自由党の代議士であるという立場から今お話が出ましたら、そのまま受け入れられるのであります。私も新しい憲法をつくりましたときの一人といたしまして、戦争は絶対に起らぬのだという気持が多少分にあつて、あの憲法九條を協賛したのであります。悲しいかな、世界の現状は、今御指摘になつたように、日本の国は、まだ再軍備は決定をいたしておりませんけれども、世界をあげて軍備軍備といふことになつておるのを、はなはだ残念に思ふのであります。また今わが国は、警察予備隊といふもので、国内の治安にのみ重点を置いておるのではありませんが、これも必要なものを

やつておるのではないことだけは、過般の種々なるべき事を御想像なさる。國民一般やむを得ないという気持があるものでありまして、われ／＼としましては、そういう警察予備隊のごときものをつくらなくてもいいように、今渡部委員が御質疑になつたようなお気持があるならば、その方面に万全の力を尽していただきたいと思ふのであります。われ／＼といたしましては、国内治安に対する費用もつてよろしい、必要ならばその方にも注がなければならぬのであります。それと同時に、決して教育を軽んずべきでない。また警察予備隊などに大いに国家として力を入れるならば、それと勞力ぬ力で教育といふものを完全に、あるいは社会教育も完璧を期して行くということによつて、治安費を少額に抑えることができる。この教育と治安との兼ね合いがきつめて問題なのであります。決してここに輕重をつけるべきものでないという態度で進んでおるのであります。教育は、文部大臣の答えを引用してみますと、治安あつての教育だといわれるのであります。私たちが治安と教育とは相並んで力を注ぐべきだ、こういう気持でおるのであります。教育さえ完全にしておけば、治安は輕んじてよろしいといふことを言いたいのではありませんが、現状は、その線を太く出すことのできないのを残念に思ふのであります。

○渡部委員 しかし問題は、現在行われているような財政の措置、あるいは基本政策という線が改められない限り、教育財政に関する圧迫というものは、ますます加わつて行くという情勢にあることは、判断せなければならぬ

と思ふ。これは党派のいかにかわからず、見通して行かなければならぬ事実だと思ふ。歴史的な明らか方向だと思ふ。そうだとするならば、やはりその点にわれ／＼文部委員会としては、ことにはつきりした態度を示して、そうして教育の発展のためには、あらゆる努力を政策の変化というものに向けて進めて行くという態度をとらなければ、この方針というものを貫いて行くことは、とうてい不可能だと思ふなければならぬ。これは私の政治的な立場をどうも言われる諸君にして、この事実だけは認められなければならぬと私は考えるわけだ。こういう事実の上に立つて、われ／＼は教育の発展を考慮しなければならぬわけだ。従つて、この点特に私は強調しておく必要がある。ただ、どのような点に於てかという議論は、今この席上で立案者とかわす余裕もないと思ひますけれども、その点だけは、私は特に強調しておかなければならぬと思ふ。この法案の中を見ても、そういう点はいろいろ／＼現われておるわけでありま。また技術的にいろいろ／＼不備な点も、あるいは疑問の点も非常に多いわけだ。たとえば、教育予算の地方への配分とか、支出上の単価の基準とかを一体どこで決定するか、こういう点はどうなつておりますか。

○若林委員 算定の基準は、現状をそのまま明確にこれを法律で定めたのであります。今までは漠然とこういう基準であつたというのを、明確化したというにすぎません。それから配分の方

ではありますが、来年の事柄につきましては、法律に別に定めるわけでありまして、これはおそく地方財政、地方税制、あるいは国家の税制を根本的に検討するといふ機運が今見えておりますから、ここで決定するといふことはできないのであります。ただ總額において二分の一を下らざるということできめてあるわけでありま。将来別に法律をもつて定める。そのときには、これは地方々々によりましてその財政的配分方法といふものは慎重に考えなければならぬものだと思つておるのであります。

○渡部委員 この二分の一を地方に配分する場合に、地方の状況に応じて地方ごとに配分するものが、自由党の方針だといふことに、この前聞いたように思ひますが、どうですか。

○若林委員 決してそうではないのであります。現在においては、今年度は平衡交付金の精神に従つてやる、それから来年度以降におきましては、あらゆるものを勘案いたしまして、おそれなくその配分については、本委員会にその法律案がかけられてきめられると思ふのであります。それについては、地方税制なんかの改正に伴ひまして考慮すべき問題だと思ひますので、ここではどういふ線が出ておるかといふことを申し上げることはできない状態にあるのであります。

○渡部委員 教育財政の配分等に関して、すべてが文部省に握られるという事になれば、全額国庫負担という條件のもとでは、明らかに教育の中央集権化を来すといふことが、地方財政委員会の方でも述べられ、ことに岡野國務大臣は、その点を強調されたと思ふの

ですが、この教育の中央集権化ということについては、委員の中でも反対が多いのであり、教育界、ことに日教組等はそれをおそれている。この中央集権化というものをどういうふうな防がれるか。言いかえれば、教育に対する従来のような、つまり戦争中及び戦前のような、文部省による完全な教育の支配というふうな結果を来さないために、どういうふうなことを考えられておるか。

○若林委員 教育の中央集権化を防ぐためには、予算面においてのものを御指摘になつておられるのだと思うのでありますが、予算面においては、中央で集権化ができないように、法律でもつて配分を定めるのでありまして、文部省独自の立場から、もしこれを配分するということになれば、今御指摘のような御懸念が起るのではありませんが、それができないように、集権化にならないように法律でもつてこれを定めて行く。文部省に頭を下げて来なくとも、法律の條文に照してそのまま費用が流れて行くというふうに考慮すべきだと思つております。

それからもう一つ、財政を離れての中央集権化を防止すべきだという御説に對しましては、果には果の教育委員会がございます。また市町村においてもつくるようになったのであります。ある時期が来ますと、強制的につくられなければならないという法律にもなつておられるわけでありまして、これは先日申し上げましたように、文部省といたしましては、何らこれを制約し得るところの権限はないのであります。独自の立場から、教育委員会が正々堂々と、その地方々々独自の

動き方ができるようになつておりますから、両々相打ちなまじりて中央集権は防げると確信をいたしておる次第であります。

○渡部委員 文部省による、つまり政府による教育の支配ということを防ぐためには、教育委員会制度の、しかも民主的な教育委員会制度の確立ということが非常に重要であり、今日においては一つの基本的な方向だと思つておりますが、中央には、これに即応するものがない。すなわち、果及びおもなる都市にはあつても、中央にはこれに即応するような制度が今日ないわけですが、こういうふうな国家による義務教育費の補償その他教育上の重要な問題の措置というふうなことがない場合に、政府による教育支配に陥らぬために、政府には、どうしても民主的な中央教育委員会といつたようなものが設けられる必要がある。それを設ければ、私が今申し上げたような点が相当解決されるのではないかと、この点をどういうふうに思ひますか。

○若林委員 今、中央教育委員会というものの構想が出ましたが、これがいわゆる国会における文部委員会ではないかと私は思つております。それがまた、こちらだけで独自にやつてはいかぬから、参議院にもある。中央における教育委員会を別にこしらへることを予想しておられるようでありまして、これは選挙の方法はどういうふうにお考えになつておられますか。全国的に選ばれる参議院議員を選ぶようにお選びになりますか、文部大臣の任命によるものを御構想になつておられますか。そんなものをつくれればつくると、集権化が行われるのである。各地方から

選ばれて来ております国会議員として、国権の最高の上に立つて文部委員といふものがある。／＼なことを世話する以外に、私はそんなものは必要はないと心得ておるのであります。またすべての民主化を御主張になる渡部委員としても、私の考えに同調せられるのではないかと考えるのであります。いずれこれこしらへましても、おそらく国会のものにつくらなければならぬ。どこかこの意志かといへば、やはり文部委員会の意志によつて一応動いて行く。これこそ中央集権化のおそれが多分にある。地方々々の教育委員会が独自にお動きになる現在の状態が理想ではないか。中央的に世話をすることが必要だといへば、国会で委員会が設けられておるわけでありまして、今の教育委員会は文部大臣についているのじやありません。ついでにところを探るならば、国会に直結していると私は心得ております。国会自体は、これ以上民主的な選び方のない選び方を衆参両院はやつておられるのでありますから、私はその御質問の心持は、現在あるそのまゝの姿を是認せられるお言葉であつて、別に中央委員会のごときものをつくる必要はなからうと思つておるのであります。

○渡部委員 今、御議論によると、それならば、果があるから、同時に地方の教育委員会も必要ないじやないか。果会において果会から形成される教育部門の会があれば、そんなものはいらないじやないかというふうな結論になるわけでありまして、しかし現在地方の議会と別個な形で選ばれた教育委員会が、地方独自の活動をやつていくというふうな状況が、中央において

もあることによつて、ほんとうに民主的なそういうものがつくられることによつて、この義務教育費国庫負担という面における財政的な支配、財政的な管理、このことも民主的に決定される方向が出て来ると思つておられる。義務教育費国庫負担法といつたものがつくられる場合には、当然こうした機構的な面も考えられなければ、これは政府による教育支配の結果に陥るおそれが十分あると私は考えているわけですが、それで、今度の法案によつて、二分の一が、教材費あるいは教職員の給料、この二つの面だけに限られておるわけですが、そのほかの面、つまり生徒、児童自身が教育を受ける上での非常な負担は、他の面にやほりあると思ふ。この法案は、学校の設備とか教員の給料とかだけの点を、今までよりは国家が負担しようというだけである。そうではなく、学童が今日のように多くの長期欠席者を出さないようにしておくためにはどうしたらよいのか、この面については、この法案は何ら解決の道を示していないように思ふが、これはどうですか。

○若林委員 これは、ねらうところは渡部委員と同感でございます。教材費その他の名目でこの費用を拡大することによつて、いわゆる教科書の無償ということもこれで実現されるだらうと思ひます。あるいはまたこの法案を中心といたしまして考慮することによつて、学校給食その他で、現在のところでは、生活保護法その他で考慮せられておりますものも、この法案の中に包含して行つて、今御質問になりました趣旨が、この法案によつて満たされて行くというふうなこともねらつて

はおるわけですが、これは提案理由の説明のときに申しましたように、ほんの橋頭堡を押し出すという意味の、立案者から考えましても、少し遠慮し過ぎておられるじやないかと思はれるほどの、最低の線をねらつて行つておるのでございます。将来、今御発言になりましたような趣旨は、この法案通過によりまして、これをものととして、目的に向つて進みたい、こう考えております。

○渡部委員 文部当局に聞きますが、現在貧困によつて教育扶助費を受けている者は、どのくらいあるのか、その人員や金額といつたようなものをお聞きしたいと思ひます。

第二には、PTAの寄付というものは、文部省の発表によれば、小学校について四〇・六％、それから中学校について三三・一％になつておるわけですが、この法案が実施されることによつて、こういう点はどんなパーセンテージに現われて来るか伺ひたい。

○内藤説明員 現在生活保護法の適用を受けて、教育扶助費から扶助を受けておる児童の数は、大体六十万程度と私どもは考えております。もちろん現在の不就学児童全部に生活保護法の適用を受けさせるには、まだ若干の余力がございますので、この点について努力すると同時に、就学奨励法等の構想も考へて、その実現に努力したい、かように考えております。

それから後段の、第二の御質問の趣旨が、はつきりしなかつたのですが、恐れ入りますが、もう一度おつしやつていただきます。

○渡部委員 この資料によりまして、PTAの寄付が小学校については四

第十三回国会衆議院文部委員会議録第二十二号中正誤

頁段	行	誤	正
一二二五	外十五名		外十四名

第十三回国会衆議院文部委員会議録第二十三号中正誤

頁段	行	誤	正
一二三五	外十五名		外十四名

○六%、中学校については三三・一%に当っている。こういうふうに国家が当然負うべきものを多額にPTAに負わせているという結果になつて、ここに義務教育が無視されている本質が現われているわけなんです。この法案が通過することによつて、今日の状態から予想されるPTA負担の小学校及び中学校についてのパーセンテージはどのくらいになるかというのです。

○内藤説明員 大体私どもの考えでは、PTAの負担は半減されると考えております。教材に関するPTAの負担だけがなくなりますので、大体の見当では半減される。現在百億ほどのPTAの寄付金がいまして、教材に相当する部分が四十七億でございますから、半分程度は軽減されると思ひます。

○渡部委員 それでは保留しておきます。

○竹尾委員長 午後二時まで休憩いたします。

午後一時五分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

第十三回国会衆議院文部委員会議録第二十号中正誤

頁段	行	誤	正
一二一〇			
同四二八	竹尾式君外十五名提出	竹尾式君外十四名提出	
二四三			

第十三回国会衆議院文部委員会議録第二十一号中正誤

頁段	行	誤	正
一二二二	外十五名		外十四名